

告示

埼玉県告示第三百二十六号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、及び同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和元年七月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
一般国道	百四十号	大里郡寄居町大字末野字十人小路一五一八番一地从先から 秩父郡皆野町大字皆野字大塚一五七番七地从先まで
一般国道	二百五十四号	入間郡三芳町竹間沢東三番八地从先から 同郡同町竹間沢東一七番四地从先まで
県道	草加流山線	草加市青柳三丁目四六五三番地先から 八潮市大字八條字和ノ村一五二七番二地从先まで
県道	越谷川口線	越谷市南越谷一丁目二九三二番二地从先から 越谷市新越谷二丁目一七番一地从先まで

二 指定する期日

令和元年七月三十一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

イ 走行位置の指定

上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるため、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

ロ 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法○・二三メートル以上、縦寸法○・一二メートル以上（又は横寸法○・一二メートル以上、縦寸法○・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

ハ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。